

案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き(案)

2007年4月27日

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ案件形成調査はあくまで案件発掘、形成のための初期段階の調査である。すなわち本調査では、原則として他のスキームを用いた次の段階の調査が実施され、その過程で環境社会配慮を含めた案件実施に向けた諸要件が満たされることを予定している。したがって、本調査において求められる環境社会配慮は、次の段階の調査で必須となると考えられる環境社会配慮調査項目の絞り込みを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。案件形成調査に関するジェトロ環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施およびジェトロによるその確認を適切に確保することである。本ガイドラインでは、そのための具体的な手続きと作業に用いる様式および参考資料を以下の通り定めるものとする。

1. 提案案件の審査・採択段階（案件の環境社会影響に関する検討）

イ．案件形成調査の提案者（提案企業）は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と共にジェトロ担当部に提出する。

ロ．担当部は提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ海外事務所の助力も得る。

ハ．上記検討結果を総務部環境審査担当（以下、環境審査担当）に提出し、同担当による審査を受ける。

ニ．採択候補案件については、外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。

ホ．採択案件の公示に際し、環境社会影響に関する検討結果を案件毎に明示する。

2. 案件の契約段階

イ．担当部は、採択案件の提案者（提案企業）に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査も含む、調査の実施計画書の提出を求める。

ロ．担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることを確認した上で、案件の委託契約を締結する。

ハ．環境審査担当は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

3．調査の実施段階

イ．調査の実施者（実施企業）は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず 相手国政府の環境影響評価制度の内容確認、この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集である。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の選定を行う。

ロ．上記調査項目の選定に当たっては、一般に公表されている国際協力銀行「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「(セクター別)環境チェックリスト」を参考とする。

ハ．担当部は、中間報告時等において、調査項目をチェックし、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることを確認する。

ニ．環境審査担当は調査項目のチェック及び相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

4．調査報告書の精査段階

イ．担当部は、提出された報告書を精査するにあたり、調査が相応しい環境社会配慮調査を含んだものであることを確認する。

ロ．環境審査担当は担当部の確認作業に協力し、必要な助言を与える。

5．調査報告書の公開

イ．和文報告書を国会図書館およびジェットロビジネスライブラリーに配架する。

ロ．同報告書の要約をジェットロホームページに掲載する。

スクリーニング様式

調査案件名： _____

調査の実施者： _____

記入責任者の氏名、所属・役職名、企業名、連絡先

名前： _____

所属・役職名： _____

企業名： _____

TEL： _____

FAX： _____

E-Mail： _____

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

署名： _____

質問事項

質問 1 . 案件実施予定地の住所

質問 2 . 案件の概要

2 - 1 案件の内容・規模

()

2 - 2 案件の必要性をどのように確認していますか？例えば、当該案件は上位計画と整合性がありますか。

YES (上位計画名：)

NO わからない

質問3 . 案件実施予定地内または周辺域は以下のいずれかに該当しますか？

YES NO

< YESの場合、該当するものをマークしてください。 >

国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)

原生林、熱帯の自然林

生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等)

国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地

大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域

砂漠化傾向の著しい地域

考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域

少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

質問4 . 当該案件を実施した場合、以下に示す要素が生じる可能性が予想されますか？

YES NO

< YESの場合、該当するものをマークして下さい >

非自発的住民移転

地下水揚水

埋立、土地造成、開墾

森林伐採

質問5 . 以下に掲げるセクターに該当するプロジェクトですか？

YES NO

< YESの場合、該当するセクターをマークして下さい >

鉱業開発

道路、鉄道、橋梁

工業開発 (分野：)

空港

火力発電 (地熱含む)

港湾

水力発電、ダム、貯水池

上水道、下水・廃水処理

河川・砂防

廃棄物処理・処分

送変電・配電

水産業

質問6 . 案件の実施を予定している国では、当該案件に関して環境影響評価は制度上必要ですか？また、当該案件に関し規模が大きいことを理由として環境影響評価が必要になることはありますか（規模要件の有無）？また、想定される当該案件の規模はその要件を満たすものですか？

必要 不要 不明

(法律またはガイドラインの名称 :)

規模要件有 (満たす 満たさない) 規模要件無 不明

質問7 . 環境影響評価以外の環境や社会面に関する許認可が必要な場合、その許認可名を記載してください。

(許認可名 :)

質問8 . 案件を実施した場合予想される主要な環境社会影響は何ですか？該当するものをチェックし、その概要を説明してください。

大気汚染	非自発的住民移転
水質汚濁	雇用や生計手段等の地域経済
土壌汚染	土地利用や地域資源利用
廃棄物	社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織
騒音・振動	既存の社会インフラや社会サービス
地盤沈下	貧困層・先住民族・少数民族
悪臭	被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性
底質	ジェンダー
生物・生態系	子どもの権利
水利用	文化遺産
事故	地域における利害の対立
温室効果ガス	HIV/AIDS 等の感染症
地形・地質	その他 ()

関係する環境社会影響の概要